

北区高齢者 いきいきサポーター制度



65歳以上の方々が、ボランティア活動を通じてより元気になることを目的とした制度です。

登録してボランティア活動をするとスタンプをためることができ、その数に応じて交付金を受取ることができます。

いきいきサポーターとしてボランティア活動に参加し、あなたの力を「元気な地域づくり」に活かしてみませんか？

庭木の手入れ



〈主な活動〉

お茶出し



囲碁・将棋のお相手



お話し相手



歌・楽器・踊りなどの披露



洗濯物たたみ

まずは
登録説明会に
ご参加ください

問い合わせ先・登録先

NPO法人東京都北区市民活動推進機構

(北区NPO・ボランティアぷらざ内)

〒114-8503 北区王子 1-11-1 北とぴあ 4階

TEL 03-5390-1771 火~土曜 10:00~21:00
日 曜 10:00~17:00 ※月曜、祝日、年末年始は休館

北区高齢者いきいきサポーター制度 概要

制度の内容

ボランティア活動をして、スタンプをためた方に交付金をお渡しします。スタンプの対象は、いきいきサポーター受入施設でのボランティア活動です。

対象者

北区在住の
満65歳以上の方
登録が必要です

主な活動

- ◆利用者との交流（お話し相手など）
- ◆特技披露（歌や踊りの披露など）
- ◆環境整備（洗濯物たたみ、清掃など）

制度の流れ

1 いきいきサポーターの登録

登録説明会に必ず参加いただき、この制度の主旨・目的を理解したうえで登録申請をしてください。説明会の日時は北区ニュースなどでお知らせします。登録には介護保険被保険者証などが必要です。

2 いきいきサポーター手帳（以下「手帳」）の受け取り

3 ボランティア活動先の選択

「いきいきサポーター受入施設一覧」で、希望する活動を選びます。ご自身で活動先へ連絡し、担当者と相談してボランティア活動の日時や内容を決めます。

4 ボランティア活動

活動先のルールを守り、責任を持って活動してください。活動期間：1月1日～12月31日

5 スタンプの押印

1日の活動が終了したら、手帳にスタンプを押印してもらいます。※1時間の活動でスタンプ1個、1日2時間以上の活動でもスタンプ2個が上限です。

6 交付金の申請

スタンプが10個以上たまると、決められた申請期間に交付金を申請することができます。（申請期間：翌年1～2月の所定の期日）※スタンプが9個以下の場合、翌年に限り繰り越せます。（10個以上の場合、翌年には繰り越せません。）※1スタンプ=100ポイント=100円※1年で最大50個のスタンプを交付金に換えられます。

申請手続の詳細は、登録説明会でご説明します。

スタンプ数	ポイント	交付金の額
～9	～900ポイント	申請できません (翌年に限り繰り越せます)
10	1,000ポイント	1,000円
11	1,100ポイント	1,100円
~~~~~		
49	4,900ポイント	4,900円
50～	5,000ポイント	5,000円

### 7 交付金の受け取り

申請者が指定した金融機関の口座に、3月中を目処に北区が振込みます。